

遊休農地解消対策事業業務規程

（目 的）

第1条 この規程は、秋田県農地中間管理機構（以下、「機構」という。）が行う遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）第3の1の（1）のエの事業（以下「事業」という。））の実施に関し必要な事項を定める。

（事業の開始）

- 第2条 機構は事業実施を希望する農業者等（以下「申請者」という。）から事業の実施に係る申請書及び事業対象農地所有者（以下「所有者」という。）の承諾書等を徴取し、申請内容を確認の上、実施要綱第11の2の（1）のイの規定に基づき、県に補助金交付申請を行うものとする。
- 2 機構は、前項に規定する申請書等を提出するときは、実施要綱第8の1の（1）の規定に基づき、遊休農地解消対策事業実施計画（以下「遊休農地解消計画」という。）を作成し、県に提出するものとする。

（事業の実施）

第3条 機構は、実施要綱第8の1の（2）の規定により交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知を受けて、事業主体として遊休農地解消計画に定める簡易な整備を実施するものとする。

（条件の遵守等）

第4条 機構及び申請者は、事業の実施に係る経費の負担及び整備後の農地の引渡し、管理並びに財産処分について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号、農林水産事務次官依命通知、以下、「交付要綱」という。）に定める条件を遵守するものとする。

（事業実施内容の変更）

- 第5条 申請者は、第2条に規定する機構へ提出した申請書に記載された実施内容に変更が生じたときは、遅滞なく機構に報告し、指示を仰ぐものとする。
- 2 機構は、申請者より実施内容に変更が生じた報告を受けた場合、申請者に対し速やかに対応について指示するほか、変更内容が交付要綱第9に該当する場合は、県に補助金交付変更申請を行うものとする。

（事業の実施方法）

- 第6条 機構は、申請者と協議（別紙参考様式を参照）の上、次に掲げる方法により工事を実施するものとする。
- （1）機構から所有者以外の者（以下、「作業受託予定者」という。）への作業委託による工事
 - （2）作業受託者による無償施工（農業者施工）

（負担金の算定）

- 第7条 事業に係る負担金の算定は、次の各号に掲げる経費の額の合計額に消費税額を加算した額から当該事業に係る交付金の額を差し引いた額とする。
- （1）工事費
 - （2）人件費
 - （3）機械経費（油脂・燃料費含む）
 - （4）資材費（除草剤で東北農政局が補助対象と認めた場合のみ）
- 2 前項各号の経費の積算については、秋田県の基準に準ずるものとする。

(完了確認及び引渡し)

第8条 機構は、事業が完了したときは、申請者の立会を得て、申請者に対し、引渡書（別紙様式第10号）により整備後の農地を引渡すものとする。

(作業委託)

第9条 機構は、第6条に定める作業受託予定者に対して、工事の全部または一部について作業委託をすることができる。

2 機構は、前項により作業委託を行う場合、作業受託予定者に誘引（別紙様式第1号）を行うものとする。

3 作業受託予定者は、前項により誘引による作業委託を受託するときは、委託作業計画書（別紙様式第2号）を添付し、その旨を機構に回答（別紙様式第3号）するものとする。

4 機構は、前項により作業受託予定者が業務を受託したときは、作業委託契約（別紙様式第4号）を締結するものとする。

なお、委託内容に変更が生じたときは、精査のうえ変更作業委託契約（別紙様式第5号）を締結するものとする。

(農業者施工の状況の報告)

第10条 作業受託者は、機構との打ち合わせにより取り決めを行った農業者施工分について、事業が完了したときに農業者施工状況等の報告（別紙様式第6号、別紙様式第7号、別紙様式第8号、別紙様式第9号）をするものとする。

(負担金の徴収)

第11条 機構は、第8条の引渡しを行った場合は、第7条の規定に基づき算定した負担金を原則として申請者から徴収するものとする。

2 第1項の負担金の請求にあたっては、当該負担金に係る事業費内訳を明らかにして行うものとする。

3 機構は、申請者が負担金の全部又は一部の支払いを遅延した場合には、災害その他のやむを得ない事由による場合を除き、支払うべき額につき延滞日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(農地の使用状況の把握)

第12条 機構は、引渡しを行った農地の使用状況について把握するものとする。

2 機構は、農地の使用状況について申請者に報告を求めることができる。

3 申請者は、第2項の報告を求められた際は、これを拒むことは出来ない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、国の実施要綱、交付要綱に準ずるものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別紙様式第 1 号

秋農公一
令和 年 月 日

様

(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋 藤 了

遊休農地解消対策事業の簡易な整備作業の委託について（誘引）

このことについて、別紙積算書に基づき作業を委託したいので、諾否について令和
年 月 日までに回答してください。

なお、受託される場合は、委託作業計画書を作成し、作業委託契約書 1 通に添えて提出
してください。

1 作業委託名 遊休農地解消対策事業 第○号作業委託

2 委 託 費 金 円

委託作業計画書

1 作業内容

(1) 作業実施方針

令和〇〇年度遊休農地解消対策事業の第〇号作業委託について、秋田県農地中間管理機構が定める「遊休農地解消対策事業業務規程」に基づき、作業を実施する。

(2) 対象遊休農地

所在地	地目	面積(m ²)
計		

(3) 対象作業量

区分	単位	作業数量	備考
草刈り	ha		
除礫	ha		
抜根	本		
耕起・整地	ha		
その他 ()			

(4) 事業実施期間

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

(5) 担当者

〇〇〇〇

2 収支予算

収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
作業委託費		43千円/10a
自己負担		
計		

支出の部

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
工事費		
草刈り		〇〇市農作業標準受委託料など
除礫		
抜根		
耕起・整地		〇〇市農作業標準受委託料など
その他 ()		
計		

令和 年 月 日

(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋 藤 了 様

〇〇 〇〇

遊休農地解消対策事業の簡易な整備作業の委託について（回答）

令和 年 月 日付け秋農公－〇〇〇で誘引のあった標記の簡易な整備作業
について受託します。

作業委託契約書

遊休農地解消対策事業の実施に伴い、委託者 公益社団法人秋田県農業公社（秋田県農地中間管理機構） 理事長 齋藤 了（以下、「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下、「乙」という。）との間で、以下の内容で作業委託契約を締結する。

1. 目 的 甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- (1) 委託名称 遊休農地解消対策事業 第○号作業委託
- (2) 作業場所 ○○○○
- (3) 作業量 ○○○○
2. 作業内容 乙は、甲の示すほ場について、○○○○作業を実施する。
3. 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで。
4. 担当者 ○○○○
5. 委託費 人件費、機械経費並びに燃料に係る対価等の委託額は、
金 円（うち、消費税 円）を超えない範囲とする。なお、労務参加者の作業実績等に応じて、精算変更することがある。
6. 損害負担 作業上生じた損害は、乙の負担とする。
乙は、作業の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。なお、不可抗力で発生した損害については、甲が負担するものとする。
7. 作業の完了報告 乙は、作業を完了したときは、遅滞なく甲に作業の完了報告をしなければならない。
8. 検査 甲は、乙から作業の完了報告を受けたときは、遅滞なく委託作業内容に関する検査を行うものとする。
9. 委託費支払 委託費は、検査終了の上、受託費請求書の受理後、14日以内に支払うこととする。なお、委託費が5百万円以上かつ、委託期間が6ヶ月以上の場合は、前払い金として委託費の40%以内の金額を請求することができるものとする。
10. 協議事項 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 委託者 秋田市山王四丁目1-2
(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 ⑩

乙 受託者

⑩

変更作業委託契約書

遊休農地解消対策事業の実施に伴い、委託者 公益社団法人秋田県農業公社（秋田県農地中間管理機構） 理事長 齋藤 了（以下、「甲」という。）と受託者 ○○○○（以下、「乙」という。）との間で、令和 年 月 日付けで締結した作業委託契約について、以下の内容によって変更作業委託契約を締結する。

1. 目 的

甲は、次に掲げる作業を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- (1) 委託名称

遊休農地解消対策事業 第○号作業委託
- (2) 作業場所

○○○○
- (3) 作 業 量

○○○○
2. 作 業 内 容

乙は、甲の示すほ場について、○○○○作業を実施する。
3. 委 託 期 間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで。
4. 担 当 者

○○○○
5. 委 託 費

人件費、機械経費並びに燃料に係る対価等の委託額は、
金 円（うち、消費税 円）を超えない範囲
とする。なお、労務参加者の作業実績等に応じて、精算変更することがある。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 委託者

秋田市山王四丁目 1－2
(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 印

乙 受託者

印

文 書 番 号
令和 年 月 日

(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋 藤 了 様

〇〇法人
代表理事 〇〇 〇〇

遊休農地解消対策事業 第〇号作業委託の農業者施工の状況
について（報告）

このことについて、別紙のとおり実施したので報告します。

経費の内訳表

1 人件費

名称(作業に内容も記載)	規格	数量	単位	単価	金額	備考
運転手(バックホウ)		○	人	○○	○○○, ○○○	※明細、領収書(写)等の根拠資料を必ず添付すること
運転手(トラクター)		○	人	○○	○○○, ○○○	
作業員(草刈り)		○	人	○○	○○○, ○○○	

2 機械経費内訳

名称(作業に内容も記載)	規格	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ(リース等) (抜根)	0.2m3	○	台	○○	○○○, ○○○	※明細、領収書(写)等の根拠資料を必ず添付すること。 ※農家保有を使用した場合は、単価の記載は不要。
トラクター・ロータリー(農家保有) (耕起)	30ps	○	台			
レーザレベラー(リース等) (整地)		○	台	○○	○○○, ○○○	
草刈り機(農家保有) (草刈り)	肩掛け式	○	台			

3 燃料費

名称(作業に内容も記載)	規格	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ燃料	軽油	○	L	○○	○○○, ○○○	※明細、領収書(写)等の根拠資料を必ず添付すること
トラクター燃料	軽油	○	L	○○	○○○, ○○○	
草刈り機燃料	混合油	○	L	○○	○○○, ○○○	

4 材料費内訳

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
除草剤		○	kg	○○	○○○, ○○○	※明細、領収書(写)等の根拠資料と、事業で使用した数量が確認できる資料を必ず添付すること。 ※農家保有材を使用した場合は、単価の記載は不要。

5 その他内訳

品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
耕起作業	田	○	10a	○○	○○○, ○○○	※明細、領収書(写)等の根拠資料と、事業で使用した数量が確認できる資料を必ず添付すること。 ※市町村の定めた農作業受委託単価による場合も同様。
草刈作業		○	hr	○○	○○○, ○○○	

作業日誌

令和 年 月 日（天気 ）

番号	出勤者氏名	作業日数	作業場所、作業内容
1	〇〇 〇〇	0.5	1. 〇〇ほ場、△△ほ場、□□ほ場において、農業者所有のトラクタを使用（運転）して、耕地復旧を行った。
2	△△ △△	0.5	
3	□□ □□	1.0	
			2. ××ほ場、・・・ほ場、・・・ほ場において、農業者所有のトラクタを使用（運転）して、耕地復旧を行った。
			3. 〇〇ほ場、△△ほ場、□□ほ場、××ほ場、・・・ほ場、・・・ほ場において、草刈りを行った。
			※1日当たり8時間労働として作業日数を算出すること。
			※同一の番号の出勤者氏名と使用機械は関連させる
	使用機械	使用日数	
1	トラクタ	0.5	
2	トラクタ	0.5	
3	草刈機	1.0	

備考

※各作業毎の、作業前、作業中、作業後の写真を適宜撮影し、添付すること。

作 業 員 出 役 簿

確認印	※事業実施主体の担当者				令和 年 月分																														
番号	氏 名 (使用機械)	区分	作 業 日 数																															備考	
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		計(日)
1	〇〇 〇〇	運転手 (一般)										0.5	1	1	1	0.5																		4	耕地復旧
	トラクタ											0.5	1	1	1	0.5																	4		
2	△△ △△	運転手 (一般)										0.5																						0.5	耕地復旧
	トラクタ											0.5																					0.5		
3	□□ □□	普通 作業員										1																						1.0	雑物除去 (人力)
	—																																		
4	◇◇ ◇◇	普通 作業員										0.5																						0.5	草刈り (人力)
	肩掛式草刈機											0.5																					0.5		
計																																			

注) 作業が複数月に跨がる場合などは、集計したものを作成すること。

引 渡 書

令和 年度 遊休農地解消対策事業により簡易な整備を行った農地について、下記のとおり引渡しいたします。

記

- 1 農地の所在地
- 2 農地の地目及び数量
田 〇〇. 〇 h a
- 3 その他
添付書類 平面図等

令和〇〇年〇〇月〇〇日

引 渡 者

(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理事長

⑩

引 受 者

住 所 〇〇市〇〇〇
団体名 〇〇〇
職氏名 代表理事 〇〇 〇〇

⑩

別紙参考様式

事業の実施方法について（協議）

- 1 工事の実施方法は次のとおり。
公益社団法人秋田県農業公社（秋田県農地中間管理機構）から申請者への作業委託による工事

- 2 事業費は次のとおりは以下のとおり。

（1）純工事費

草刈り	〇ha	〇〇〇円
除礫	〇ha	〇〇〇円
抜根	〇株	〇〇〇円
耕起・整地	〇ha	〇〇〇円
計		〇〇〇円

または

（1）人件費

作業員	〇人	〇〇〇円
-----	----	------

（2）船舶機械器具費

トラクター	〇hr	〇〇〇円
-------	-----	------

（3）資材費

除草剤	〇kg	〇〇〇円
-----	-----	------

（4）事業費合計

〇〇〇円

- 3 補助金及び事業費は次のとおり。

事業費（①）	〇〇〇円
--------	------

補助金（②）	〇〇〇円
--------	------

申請者負担金（①－②）	〇〇〇円
-------------	------

- 4 上記内容に変更が生じた場合、変更協議を行う。

上記内容を承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人秋田県農業公社 理事長
（秋田県農地中間管理機構）

㊞

申請者

氏 名

㊞